地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について（概要）

１　改正の趣旨

病院機構の現規程では、副理事長について常勤役員としてのみ規定されているが、対象者の幅を広げ、より優れた人材を確保するために、非常勤役員としての雇用も可能となるよう、役員報酬規程について所要の改正を行う。

２　改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第８条の次に第８条の２を加える。

第８条の２　非常勤の副理事長給料月額は、第４条第１項２号に定める額の 20 分の１に相当する額月勤務日数を乗じて得た額とする。

２　非常勤の副理事長通勤手当額及び支給方法については、職員の例による。ただし、理事長はこれにより支給することが適当でないと認めるときは、別に定めることができる。

（参考）

給料の月額

副理事長 月額 870,000円の20分の１（43,500円）×月の勤務日数

及び通勤手当

（地域手当、期末手当の支給はない）

３ 施行期日

平成31年４月１日